

蘭越町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

計画作成の趣旨

新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくため、平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行されました。

特措法第8条の規定に基づき、「蘭越町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成し、国、道、事業者、関係機関等と連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進していきます。

対象とする感染症

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

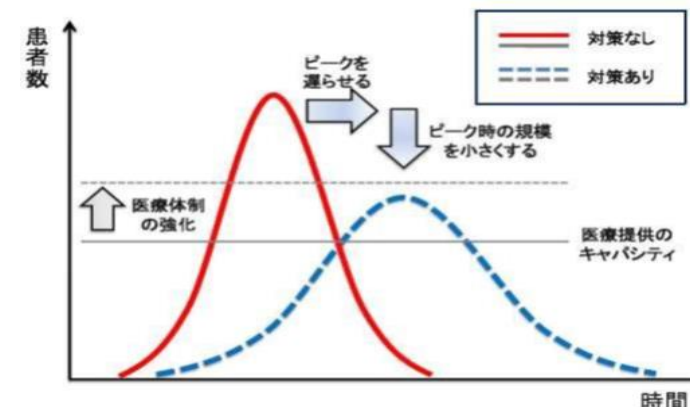
- (1) 感染を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
- ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
 - イ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
 - ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
- ア 地域での感染対策等により、患者や欠勤者の数を減らします。
 - イ 業務継続計画を作成・実施し、医療の提供又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

本町行動計画の主要6項目

項目	主な対策
実施体制	緊急事態宣言が行われていない場合：関係各課との情報共有し、体制整備等を準備 行われている場合：本町対策本部を設置し、対策を実施
サーベイランス・情報収集	・国、道が実施するサーベイランスへの協力 ・地域での感染症に関する情報の収集
情報提供・共有	・受取手に応じた情報の提供（障がい者、高齢者、外国人など） ・わかりやすく、適正かつ迅速な情報の提供 ・発生時での新型インフルエンザ等コールセンターの設置
予防・まん延防止	・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の感染対策の啓発 ・道による不要不急の外出自粛の要請や施設の使用制限の要請等の措置への協力 ・予防接種 * 特定接種：対策に携わる医療事業者や公務員等に対して実施 * 住民接種：町民に対して実施 国が優先順位を決定
医療	・町内医療機関への情報提供 ・帰国者等の有症者に対し、帰国者・接触者相談センターへ相談するよう勧奨 ・医療に関する情報の周知
町民生活及び町民経済の安定の確保	・町民や事業者等に発生時に備え事前の準備を行うよう働きかける ・在宅療養する患者、要介護者、高齢者や障がい者等の要援護者への支援 ・埋葬・火葬の円滑な実施

《 対策の効果概念図 》



＜参考＞感染規模の想定

- 罹患率町民の約25%
- 医療機関受診患者数
約500人～約1,250人
- 入院患者数 25人～100人
- 死亡者数 7人～25人

発生段階に応じた主な対策

	新型インフルエンザ等の発生段階	①未発定期	②海外発定期	③国内発生早期	④国内感染期	⑤小康期
分野	発生段階ごとの対策の考え方 主な対策	国・道との連携により事前準備を実施	<ul style="list-style-type: none"> 国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める 国内・道内発生に向けての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 国内・道内での感染拡大防止対策 患者に適切な医療を提供する感染拡大防止に向けた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止策から被害軽減策への変更 必要なライフライン等の事業活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第2波に備えた第1波の評価 医療体制・社会経済活動の回復
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ①「蘭越町新型インフルエンザ等対策本部」の設置 ② 行動計画、業務継続計画等の策定 ③「新型インフルエンザ等緊急事態」宣言時（政府が宣言）の対策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた行動計画、業務継続計画等の策定 国・道との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 関係各課との情報共有、発生時に備え準備。道対策本部設置後、状況に応じ町対策本部設置 行動計画、業務継続計画等に基づいた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の評価、町行動計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部の廃止 必要な対策の継続
2 サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ①国、道が行うサーベイランス（感染症の発生状況の監視）に協力し、その結果を効果的な対策の判断につなげる。 ②学校等と連携し、町内での流行状況の把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 国、道等と連携した情報収集 道が行う季節性インフルエンザを把握する通常のサーベイランス実施への協力 道の感染症情報や学校等の欠席者の状況を把握し、感染拡大を早期に探知する 	<ul style="list-style-type: none"> 国、道と連携した情報収集 道サーベイランスへの協力 			
3 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ①マスメディア、インターネット、メール配信、防災ラジオ、TV等多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。 ②国、道と連携し、疾患や生活相談等広範な内容に対応できる相談窓口を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信・情報共有方法の検討 新型インフルエンザに関する基本的情報や対策等の継続的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 海外での発生状況を情報提供 国、道と連携した相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 国内での発生状況を情報提供 必要となる対策等、リアルタイムでの情報提供、注意喚起 職場、学校等での感染拡大防止策の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 多種多様な媒体を活用した町民への情報発信強化 個人一人ひとりかとなるべき行動の周知の徹底 相談窓口の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 第2波発生の可能性と備えについての情報提供 国の要請に基づき相談窓口縮小
4 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ①個人対策としてマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の感染対策の普及を行う。 ②地域対策・職場対策・予防接種などを組み合わせて対策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平常より手洗い、咳エチケット等の普及・啓発 学校、幼児センター等における発生に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 家庭への情報提供 帰国者・接触者相談センターの周知 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、感染予防策の徹底を要請 		
	<ul style="list-style-type: none"> ③「新型インフルエンザ等緊急事態」宣言時には以下の対策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定接種（新型インフルエンザ等対策に携わる町職員にワクチン接種を実施する。医療関係者、厚生労働大臣の登録を受けた事業者等については国・道が特定接種を実施） ・住民接種（原則として集団的接種により住民を対象としたワクチン接種を実施する）。 		<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策に携わる町職員にワクチン接種の準備 医療機関への協力要請 住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の準備、実施 住民接種の準備、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第2波に備え、新臨時接種の準備
5 医療	道が行う医療体制の整備、対策、要請等に協力する。	<ul style="list-style-type: none"> 町内医療機関への情報提供 国、道からの要請に応じ、その取組に協力 医療機関への受診方法について住民へ周知 				<ul style="list-style-type: none"> 道からの情報の迅速な提供
6 町民の生活及び町民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①町民生活・経済への影響を最小限とするため、道、町、指定地方公共機関等においてそれぞれの役割を実施する。 ②「新型インフルエンザ等緊急事態」宣言時の対策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 道の要請に基づき、要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を準備 医療品、必要な物資などの備蓄、施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への支援 町民への食料品、生活必需品を確保、配布 火葬、安置などの手配。近隣町村との連携 消費者への適切な行動への呼びかけ 水等ライフラインの安定供給体制の確保 			